

議案第65号

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

補正予算別冊のとおり

令和2年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和2年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度狭山市一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,603,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		千円 1,971,560	千円 180,883	千円 2,152,443
	1 地方交付税	1,971,560	180,883	2,152,443
16 国庫支出金		22,964,890	783,220	23,748,110
	1 国庫負担金	5,883,866	24,970	5,908,836
	2 国庫補助金	17,050,582	758,250	17,808,832
17 県支出金		3,242,575	6,567	3,249,142
	1 県負担金	2,226,422	875	2,227,297
	2 県補助金	707,781	5,692	713,473
20 繰入金		3,129,311	441,084	3,570,395
	1 特別会計繰入金	3	441,084	441,087
21 繰越金		600,000	△301,451	298,549
	1 繰越金	600,000	△301,451	298,549
22 諸収入		958,181	155,455	1,113,636
	6 雑入	388,843	155,455	544,298
23 市債		3,671,200	34,407	3,705,607
	1 市債	3,671,200	34,407	3,705,607
歳入合計		64,302,940	1,300,165	65,603,105

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 314,946	千円 △4,687	千円 310,259
	1 議会費	314,946	△4,687	310,259
2 総務費		20,774,265	472,289	21,246,554
	1 総務管理費	19,589,221	461,191	20,050,412
	3 戸籍住民基本台帳費	391,277	11,098	402,375
3 民生費		21,098,638	250,056	21,348,694
	1 社会福祉費	9,542,483	89,969	9,632,452
	2 児童福祉費	9,429,963	43,375	9,473,338
	3 生活保護費	2,118,124	116,712	2,234,836
4 衛生費		3,598,925	30,652	3,629,577
	1 保健衛生費	1,608,529	30,652	1,639,181
6 農林水産業費		166,649	1,129	167,778
	1 農業費	166,649	1,129	167,778
7 商工費		1,565,545	41,000	1,606,545
	1 商工費	1,565,545	41,000	1,606,545
9 消防費		2,176,589	5,750	2,182,339
	1 消防費	2,176,589	5,750	2,182,339
10 教育費		5,026,480	503,976	5,530,456
	1 教育総務費	740,971	57,920	798,891
	2 小学校費	1,427,438	294,215	1,721,653
	3 中学校費	577,378	151,841	729,219
歳 出 合 計		64,302,940	1,300,165	65,603,105

## 第2表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
旧入間中学校周辺家屋調査委託料	令和2年度から 令和3年度まで	千円 5,750

## 第3表 地方債補正

変更

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	補正前	千円 1,400,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	1,434,407	同 上	同 上	同 上